令和５年度　第２回大阪府消費者保護審議会・消費者教育推進地域協議会　議事録

■日時　　令和５年12月22日（金）午前10時から午前11時30分まで

■場所　　大阪府立男女共同参画・青少年センター ４階 大会議室３

■出席委員　　（会場）　赤松委員、安孫子委員、岡崎委員、笠原委員、高田委員、

髙原委員、藤本委員、岡本委員、中浜委員、中村英子委員、

米田委員、新川委員、名越委員

（ウェブ）𠮷井委員、林委員

（計15名）

■議事内容

◯事務局

定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第2回大阪府消費者保護審議会を開催させていただきます。 本日は御多忙のところ、委員の皆様には御出席いただき誠にありがとうございます。 本日の審議会はWEB会議と併用して実施いたします。 オンラインで御出席の委員の皆様におかれましては、御自身の音声が聞こえないように、ミュート設定をお願いいたします。 また、意見交換の際に御発言がある場合は挙手いただき、順番に御指名させていただきますので、その際にミュートを解除して御発言をお願いいたします。

初めに資料の確認をさせていただきます。（各資料を確認）

次に、会議の成立について御報告させていただきます。本審議会の委員総数は18名です。 本日は、現在過半数の13名の委員の皆様に御出席いただいており、大阪府消費者保護審議会規則第4条第2項の規定により会議が有効に成立しておりますことを御報告させていただきます。 なお本審議会は、消費者教育推進地域協議会の開催を兼ねておりますことを併せて御報告申し上げます。 御出席の委員の御紹介は、配席図をもって代えさせていただきます。なお、 岡崎委員と𠮷井委員におかれましては遅れて御出席いただけるものと承知しております。また、本日、川和委員、雪委員、中村夏美委員におかれましては御都合により御欠席でございます。

それでは、会議の開会にあたり、江島府民文化部長より御挨拶を申し上げます。

◯江島部長

皆様、おはようございます。 大阪府府民文化部長の江島でございます。 第2回大阪府消費者保護審議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、大阪府消費者保護審議会に出席いただきましてありがとうございます。また日頃から大阪府消費者行政の推進に関しまして、格別な御理解、御協力を賜りますことを重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨今の消費生活相談の状況を見ますと、府内の相談窓口には依然として年間7万件の相談が寄せられており、その中には高齢者や若者を狙った悪質商法の手口が多様化、巧妙化している状況にあると認識しております。さらにインターネットの普及に伴いまして、いわゆる電子商取引といった、新たなトラブルの発生など、消費生活そのものが社会情勢の変化拡大に伴いまして大きく変容してきており、複雑化、多様化している時代になっています。

そこで、府民の皆様の安全で安心な消費生活を実現することが大きな課題の一つと考えており、この消費者被害の未然防止、拡大防止や救済、消費者教育の取組みを一層加速していくことが必要であると考えております。大阪・関西万博を2025年に開くこととしており、そこにおきましてもSDGsが大きなテーマとなっており、こうした持続可能な開発目標達成の一つとして繋がるものと考えますので、ぜひ、そういったところにも取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

そのため、次期消費者基本計画を策定していくわけでございますが、策定に当たりましては、委員の皆様方の専門的な知見、そして幅広い視点から御意見等をいただきたいと考えております。そしてそれらを踏まえまして、しっかり消費者を取り巻く社会環境変化の内容も十分盛り込んだ計画を策定していきたいと考えておりますので、本日の諮問という形になりますけども、よろしくお願いいたします。本会議が実り多いものとなるようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

改めまして、私ども消費者行政に関します取組みにあたりまして皆様方のお力添え、そして御理解、御協力を常日頃から賜っておりますことをお礼申し上げて、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◯事務局

次に、大阪府知事から大阪府消費者保護審議会に、大阪府消費者基本計画第3期の策定についての諮問を行います。本日は知事代理といたしまして、江島府民文化部長から藤本会長へ諮問書をお渡しさせていただきます。

◯江島部長

大阪府消費者基本計画第3期の策定について諮問。大阪府では、消費者被害の未然防止、拡大防止、救済や消費者教育の推進など、より実効性のある消費者政策をするため、府消費者保護条例第8条に基づき、大阪府消費者基本計画を策定しております。本計画では、令和6年度を計画の最終年度としておりますことから、大阪府消費者基本計画第3期を策定する必要があります。つきましては、大阪府消費者基本計画第3期策定について、貴会の意見を求めます。大阪府知事吉村洋文。どうぞよろしくお願いいたします。

 ◯事務局

江島部長につきましては、業務の都合上、こちらで退席させていただきます。

それでは、以後の議事進行につきましては藤本会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

◯会長

本日はどうぞよろしくお願いいたします。 ただいま知事からの諮問書を受け取りました。ここからは議事の次第に基づいて進めてまいりたいと思います。委員の皆様の御協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

それでは議題1「大阪府消費者基本計画第3期の策定について」事務局から説明をお願いいたします。

 ◯事務局　資料１から資料３について説明

○会長

それでは、事務局の説明に関して、御意見をいただければと思います。 消費者保護に関して事前の十分な情報提供等の予防の観点、さらには、問題が発生した場合の事後的な救済、バランスよく検討されているかと存じますが委員の皆様から、自由に御意見を頂戴できればと思います。

◯委員

骨子案は読み込めていないですが、その上で、今後の審議にあたって考えていきたいことを4点発言します。

１点目、消費者被害の防止ということで、特に高齢者、障がい者、若者を対象とした施策が強化されるように、具体的な施策や指標を盛り込むことを考えたいと思います。

2点目、消費者被害の防止については、消費者保護条例の積極的な活用を考えたいと思います。条例は前回の改正から10年経っており、この間に増えている不当な取引行為を追加する必要があり、定期的に検証する仕組みを基本計画に取り入れてはどうかと思います。兵庫県では毎年、検討されているとのことです。

3点目、消費生活相談体制について、骨子案の基本目標4では消費者庁のＤＸ化への対応が中心に書かれています。 消費者庁のＤＸ化自体がまだはっきりしない部分が多いですが、この課題の本質は消費者庁のＤＸ化案にどう対応するかではなく、消費者がどこに住んでいてもいつでも必要な相談が受けられる体制を保障していくことと思いますので、その実現に向けて、消費者庁の案との関係も整理して取り組むことが必要と思います。

最後に、行政だけが頑張るのではなく、消費者が地域で活躍して、被害防止や見守り活動への参加や、エシカル消費を広げていく取組みを強められないかと思います。そのために消費者や消費者団体、適格団体の育成、支援を進めることが、消費者市民社会を作っていく上で欠かせない施策になると思います。

◯事務局

消費者庁のＤＸ化について、皆さんも御存知のように、我々にも非常に大きな影響があります。特に影響があるのは、都道府県よりも市町村の方で、元々の理念である、誰もがいつでもどこでも同じような相談を受けられるという理念は当然継承していかなければいけないと思っています。 ただ、ＤＸ化について我々都道府県や広域自治体ではわかりにくいところがあるので、この件については市町村と意見交換しながらどういう形が望ましいのか、そしてそれを積極的に国に伝えていくという役割が一つあると思っております。

それから、消費者団体等の育成、支援を進めることにつきまして、行政だけでできることは本当に限られていますので、できるだけ消費者団体の方、事業者団体の方、事業者の方、皆さんと連携協力しながら取り組んでいけたらと思っていますので、御協力よろしくお願いいたします。

◯会長

ありがとうございます。 まずは計画の方向性を考えるという点で、貴重な御指摘を賜りました。引き続き、その他御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

〇委員

まず1点目、重点取組1、2、3と御報告いただきましたが、ウェイトは１が一番最優先ということがあるのかという質問です。

それから2点目、1点目に連動してですが、基本目標1、2、３、４と説明を受けました。基本目標1は妥当と思いましたが、基本目標2、3、4の順番について、基本目標２の未然防止、拡大防止、紛争解決の支援という被害防止という考えが先に来るのはわかりますが、私の感覚では、基本目標３の消費者教育の推進が先のように思います。被害防止ともパラレルであると思いますが、何かが起こったら拡大防止、それから解決の支援というように時系列で考えてみると基本目標の順番に少し違和感があると思います。重点取組では消費者被害の防止が１番目にあるので、基本目標2が先にきたのかなと推測いたしました。

それから３点目です。基本目標2の中に、啓発冊子や啓発動画による情報発信と書いてありますが、基本目標3でも啓発冊子等を使うとなると重複していると思いました。

４点目、2025年からは団塊の世代が75歳以上になって、後期高齢者になっていきます。そうすると、2029年度は79歳になり、高齢者の意識が大きく変わる過渡期になってくると思います。私は地域福祉活動しているのですが、社会情勢の変化に伴って少しずつ高齢者の意識が変化しており、今までと同じではなくなってくると思います。それから、外国人も含めて多様な社会になってくると思いますので、次の計画にはそういったことを考えているという文言が入った方がいいのではと思いました。

〇会長

ありがとうございます。貴重な御意見ありがとうございました。大きくは４点いただいたかと思いますけれども事務局の方からお願いいたします。

 〇事務局

優先順位があるかという御質問ですが、基本目標１、基本目標２、重点取組１は、現在も取り組んでいることではありますが、短期的にすぐ対応していかなければいけない取組みです。基本目標3、重点取組２は、小学校や中学校の時から、長いスパンで学ばなければいけないことや、あるいは本来すぐに取り組むべきところですが、SDGｓに関する取組み等地道に進めていく必要がある中長期的な取組みということで分けています。

高齢者の関係については、非常に重要な御指摘と思っています。本文に書いていますが、スマホを利用されている高齢者の割合も高くなっており、高齢者が被害に遭いやすくなっています。啓発についても、高齢者がスマホ世代になってくるという視点が必要と思います。スマホ等を使わない方もいるので、紙ベースの啓発も大事ですが、ＳＮＳ等を活用した啓発もどんどん取り入れていかないといけないというのが実感です。

〇会長

ありがとうございます。1点目2点目は、いわゆるプライオリティの問題で目標相互間の重要度に違いがあるかということですね。さらには目標の中の要素の相互関係についての御指摘でありました。事務局から説明があったように、その点は意識しながら今後詰めていくということになると思います。

それから高齢者の対象が変わってきているというのは非常に重要な御指摘です。我々審議会でも、意識して今後の計画策定に臨まなければいけないと強く感じました。

〇委員

まず1点目、エシカル消費という言葉が色々なところにありますが、エシカル消費というよりも、SDGsという言葉も入れた方がいいと思います。エシカル消費はSDGsの中の12番目「つくる責任、つかう責任」をピックアップしています。そう考えると、全てがエシカル消費という言葉でくくっていいのか、「SDGs (エシカル消費)」という表現の方がよいのではないかと思いました。

２点目です。基本目標3にキャッシュレス化の更なる推進という言葉が入っています。キャッシュレス化には消費者被害に遭いやすい要素がたくさんあります。キャッシュレス化という言葉から、利便性については幅広い年代の方が知っていると思いますが、怖さも含めてしっかりと金融経済教育をしていただけたらと思います。

３点目です。高齢者にもいろいろな年代層があります。私が特に思うのは、企業によっても退職の年齢が違うと思いますが60歳、65歳の退職者です。今、非常に低金利で、退職金をどのように増やすかということで頭がいっぱいの方がほとんどだと思います。そこにつけ込んで、ＦＸとか投資信託を勧める金融機関もたくさんあります。退職者にもスポットをあてて消費者教育を考えていただけたらと思います。

○会長

ありがとうございました。3点について事務局の方から御回答いただければと思います。

○事務局

1点目のSDGsはエシカル消費だけではないという御指摘はその通りです。本文の中には環境教育、食品ロスを推進しているところとの連携等を含めて記載しています。少し距離の遠いSDGsもありますが、関係するところについては、しっかりとやっていきたいと思っています。

2点目のキャッシュレス化、投資についてです。本文にはキャッシュレス化に様々な課題があると書いています。金融経済教育もそうですが、キャッシュレス化は時代の流れで止められないと思います。書きぶりが誤解を生んでしまっているかもしれませんが、我々がキャッシュレス化を進めるというよりも、消費者が被害に遭わないための被害防止や投資には危ないリスクがあるという注意喚起が大事と思っています。キャッシュレス化や投資を進めることと連携しながら、注意喚起もセットでしっかりと伝えていきたいという趣旨です。

○会長

確かにキーワードとなるエシカル消費という言葉の使い方はしっかりと押さえなければいけないと感じました。日本も徐々にキャッシュレス化が進んでおり、被害に遭わないための配慮が必要と感じます。さらにターゲットとして退職者、まとまったお金を持つ方についてのフォローアップも非常に重要と感じました。

○委員

盛りだくさんの骨子案を示していただき、ありがとうございます。先ほど説明いただいた基本的な考え方の関係について質問です。私自身は現計画策定自体には全く関与していないので、私なりの現計画の理解としては、基本目標1があるべき状態で、そのために基本目標2として消費者の自立が盛り込まれていると理解しています。現計画に盛り込まれている自立とは何かということをもう少し議論してもいいかもしれませんが、現計画の基本目標3、4はおそらく手段だろうと理解をしていました。次期計画の骨子案で、基本目標1の細かい項目はともかくとして、今までの延長線にあると理解をしております。

ここから先ですが、基本目標の読み方は様々あるかと思いますが、消費者の自立というのが個別の議論に解消されているのかなと受け取っています。あるいは、一定の成果を得たから次のステップに進むという理解を示されている可能性もあるかと思います。現計画の基本目標２と次期計画骨子案の基本目標２との関係性を教えていただければと思います。 どうぞよろしくお願いします。

○事務局

消費者の自立を外しているわけではなく、契約などの基本的なところを含めて力をつけていくことは当然大事と思っています。ただ最近、被害が悪質化、巧妙化しています。特にネット通販等では非常に悪質な被害がある中で、消費者が自立してないから被害に遭うとは言えない状況もあります。自立という言葉は国の計画では使われていますが、他府県の計画では使われていないことが多いです。当然、消費者教育で消費者の自立に向けた取組みは行う必要がありますが、表だって項目出しするときに消費者の自立への支援という時代から少し変わっているというのが我々の考えです。

○委員

事務局の御説明にとても共感を覚えました。後は、見せ方の問題かと思います。中身については概要から見る方も結構いると思いますので、今御説明いただいた趣旨を、骨子案はもとより、概要をお示しするときに説明をしていただけると、今回御提案いただいている内容がわかると思いました。

○委員

お笑い芸人を活用した漫画やクイズは大阪らしくて、とてもいいと思いました。大阪府で成功したら、関西広域連合や全国にこんな良い取組みがあるとぜひ発信していただきたいと思います。

先週末、日本インターンシップ学会の関西支部の研究会で岡崎委員が支援しておられる取組みが非常に良い取組みだとほめられていましたので、大阪に限らず、まずは関西から広げて展開していただけると大変ありがたいなと思いました。

先ほどエシカル消費とキャッシュレス化について問題になりました。おっしゃる通りエシカル消費はSDGsの一つですので、「SDGs（エシカル消費）等の啓発」というように全部書き換えていただくと、説得力があると思います。それから、キャッシュレス化の更なる推進と書いてありますが、消費者保護の観点から推進というよりも、「更なる進展への対応」の方がより説得力があると思います。

資料3については、少ししか見られていませんが、キャッシュレス化の推進の箇所で経済産業省のデータを使っておられます。日本のキャッシュレス化が40％というのは大嘘です。これは経済産業省が主に管轄しているクレジット業界などに限定した話です。日本の場合は銀行同士のお金のやり取りが非常に多く、振り込みサービス等がよく使われています。銀行送金による買い物もキャッシュレスです。しかし、経済産業省は自分の管轄ではないので、キャッシュレス取引の概念に含んでいません。振り込め詐欺も含めた金融面についても入れていただくといいと思います。 ちなみに金融庁が５年ほど前に日本のキャッシュレス化は6割近く進んでいるという推計を出しています。 お給料の支払いもほとんど振り込みですよね。 それから、五大公共料金や物を購入したときの口座振り込みもそうです。実は日本のキャッシュレスは意外に進んでいます。それがまた消費者被害に繋がりかねないということをぜひ意識して、資料3の中に盛り込んでいただけたらと思います。私の専門分野からみて、キャッシュレスについては、やや偏った経済産業省よりの書き方になっているので、金融庁の指標も取り込み、幅広い消費者対策をイメージしていただくと、より良いと思いました。

○事務局

御紹介いただいた啓発動画ですが、コロナ禍の3年間で若者に多いトラブル事例に関する動画を作り、学校等での活用をお願いしてきました。今年度、消費者教育支援センター主催の消費者教育教材資料表彰2023の優秀賞を受賞しました。より一層、教育現場で使っていただけるよう広報していきたいと考えています。

２点目の数値につきまして、御指摘のとおりで経済産業省のデータをとっております。また、キャッシュレス化の推進というのは、更なる推進する政策との連携という意味で書いています。キャッシュレス化を進める時には、消費者保護とか被害防止についてもセットで伝えていくことが大事と思っています。書きぶりがわかりにくかったので、修正する方向で考えたいと思います。

〇会長

ありがとうございます。貴重な御指摘、特にデータの使い方が重要ですよね。何をベースにするかで議論が変わってきますので、今後とも御意見、御指導いただければと思います。WEBから参加されている方で御意見、御質問等ありますでしょうか。

○委員

大体御意見出ておりますので、大丈夫です。

○委員

先ほど御指摘のあった重点取組の順番について結構重要と思います。これは頭出しなので、これから論議が進む過程で様々手を入れていくと思います。平成24年の消費者教育推進法の成立とともに、だまされないそして被害回復というところから消費者市民社会の形成という方向にシフトしています。つまり、予防医学のような形でどのようにしてトラブルが起こらないようにするかという方向性から考えてみても、個人的には重点取組２の消費者教育の推進が先にくると論理的には考える次第です。

もう一つ、金融教育、金融リテラシーの話で、投資という言葉が議論で出てきました。例えば金融広報委員会と記載がありますが、これは金融機関との連携組織だと思います。そこにある理念と、行政が果たすべき役割は明らかに本質が異なると想定をした上で、連携ということを考えていく必要があると思います。当然ながら利益団体としての企業と、公共団体としての行政ですから、切り分けはきっちり踏まえていただきたいと思います。

もう1点だけコメントですが、現計画の重点取組1の参考指標を一見すると、令和4年度は83％の高等学校が、消費者教育をやっていると読めます。しかし、実は大きな間違いで、消費者教育については学習指導要領に明記されています。83％ということは、17％の学校は消費者教育をしていないことになります。決してそんなことはありませんから、この指標の置き方も考えた方がいいと思います。色々な形で学校支援がされているので、何ができるのかという方向性から次期計画については考えていくべきだと思いました。

○会長

貴重な御指摘ありがとうございました。数字の読み方は大事ですね。事務局の方からいかがでしょうか。

○事務局

金融広報委員会についてですが、金融広報委員会のメンバーは日銀と近畿財務局と大阪府等の公的な団体となっています。金融広報委員会が小学校や中学校にアドバイザーを派遣して、金融関係の理解を深めていただいています。

現計画の重点取組1の社会への扉等の実施率の83％というところでございますが、この数字は消費者庁が全国で実施している社会への扉等の実践的な消費者教育の教材を活用した比率として調査してきたものです。教科書以外で、実践的な消費者教育教材を活用したものという数値です。令和3年度までは消費者庁の依頼のもと実施してきましたが、令和4年度から社会への扉の配布をやめたことから、消費者庁の通知に基づく依頼ではなく、センターから教育庁へ依頼して実施したものとなっています。社会への扉の配布が終わっただけではなく、少し質問方法も変更していますので、数字に影響していると思っているところです。今年度以降の調査にあたっては、より正確な数字が取れるよう教育庁と連携してまいりたいと思っていますので、御報告させていただきます。

○委員

文部科学省から金融教育という言葉が示されたことによって、比較的大きな話題となり、市中の金融機関は水を得た魚のように一気に活動を始めきました。私が危惧しているのは、それぞれの金融機関はあくまで一企業ですので、利益は当然出るものです。そうしたときに、金融教育をどのように捉えるのかということを、一定の行政機関が指標や基本的スタンスを持っておくべきではないかと思っています。先ほど私が金融広報委員会と言いましたが、金融機関と御理解いただければと思います。実際のところ、営業活動は表に見えてこないところなので、やはり注意すべき思います。

○事務局

金融機関との連携は、我々もなかなかできるわけではありません。我々の立場としては一企業が進めるときに、同時にリスクがあるという注意喚起等をセットでできたらと思っています。しかし、先ほど委員がおっしゃったように、企業等が勝手に行っているものについては我々も難しいところではあります。金融広報委員会の関係でいうと、以前、弁護士の八代先生が講師となって消費者詐欺被害の関係のセミナーが開催され皆さん非常に関心の高い内容で、私は非常に勉強になりました。

○会長

ありがとうございます。確かにリスク管理という観点は重要になってくると感じました。

○委員

実は昔、日本銀行にいたときに金融広報中央委員会の前身の貯蓄広報中央委員会に勤めたことがあります。昔は貯蓄増強中央委員会と言っていました。元々は第二次世界大戦後の日本の大インフレを止めるために消費抑制につながる貯蓄増強を図ろうということで、昭和20年代に大蔵省が音頭を取り、日本銀行が窓口となり様々な金融機関や地方公共団体の力を借りながら正しい情報を提供しようということで始まりました。その後、貯蓄が多すぎるから貿易黒字になるのを何とかしようということで、増強という表現を止めて貯蓄広報中央委員会になり、今は金融広報中央委員会になったという経緯です。 元々金融広報自体は、小学生向けのお小遣い帳や大人向けの家計簿をつけましょうとか生活設計をやりましょうという3本柱でやっていましたが、2008年のリーマンショック後には、G20やOECD（経済協力開発機構）の議論の中で、このままでは金融の知識が少なすぎる、世界的にも大学生にちゃんと金融教育をしようということになり、日本では金融庁と日本銀行がタッグを組んで、金融リテラシー教育をやり始め、今日まで続いています。今は寄付講座という形で、大学コンソーシアム大阪で開講されている単位互換科目もあります。あくまでも公的な知識を提供する科目でして、授業の中身をしっかりとチェックしている人もいますので、御心配はいらないと思います。なお、現在の大阪府金融広報委員会は、奈良県や和歌山県も担当する日本銀行大阪支店が事務局を務める組織です

○委員

「金融教育」が新たにカリキュラムの中に現れたことによって、学校の教員は何をどうしたらいいかわからず非常に慌てています。そうしたところで、銀行などの金融機関から出前授業等の金融教育のオファーがあります。よくニュースでも何々銀行が金融教育の出前授業をしたというようなものがあります。私は結構リスキーだと考えています。教育の場ですので、例えば最終的な自社の儲けのためではいけない、教育の場にふさわしいコンテンツや人選でなければいけない等、一定、公的な組織としてコントロールするべきではないかと思います。所管がどこになるかはわかりませんが、結構急ぐものと考えています。

○会長

金融教育について今御指摘いただいた点を踏まえて、特に公正さ、中立性っていうのがキーワードになるかと思いますので、次期計画策定で検討していくということでぜひよろしくお願いいたします。

○委員

私も本来は基本目標3が先に来てほしいところではありますが、現状はこうなのかなと思います。それから学校から授業を依頼されるときに、特に多いのが情報リテラシーに関する部分です。中学校の校長先生にもお話を聞いたところ、やはり情報リテラシーについては懸念されているというところがありますので、項目としてこの辺りもぜひ入れていただきたいと思います。

○事務局

おっしゃる通り、やはり若い頃からの情報リテラシーについてどういう形でできるか検討してみたいなと思います。

○委員

私も基本目標3は一番重要ではないかと思っています。事務局からも話がありましたが、小学校から学ぶということですが、私達の団体も子どもの頃からの消費者教育ということで、毎年7月の夏休みに子ども消費者教育を行っています。今年はサステナブルな社会の実現ということで、お小遣い帳のつけ方とか、省エネ、食ロス等いろいろと知らせるということをしています。

消費者相談を受ける中で、骨子案52ページに記載のある家庭等における消費者教育はすごく大事だと思います。コロナ禍でだいぶ変わっていますが、人との繋がりや心の豊かさは一番求められると思います。本文に記載していいかわかりませんが、やはり実際相談を受けてみると、ネットで見つけた高額な受け子のバイトをして、高齢者が貯めたお金を取るといった被害が多く寄せられています。小さい時から家庭教育で色々なお話するということが大事ではないかなと思っていますので、ぜひ人との繋がり、心の豊かさの文言を入れていただければと思います。すごく立派な骨子案を見せていただいており、これからの子どもたちの明るい未来に向けて基本計画が実現できればなと思っています。

○事務局

委員から御指摘のあった、人とのつながり、心の豊かさの文言については、どのような形で入れるか検討させていただきたいと思います。

○委員

基本目標2の中にある不当な取引行為等への指導取締りについては、条例に基づく指導勧告と情報提供、それから特商法の取締りという理解でいいでしょうか。

もう一つは、基本目標と重点取組は左右で対応しているのかなと思って見ていました。基本目標２にある不当な取引行為等への取締りと、裁判外紛争解決手続の活用促進は重点取組に記載がありませんでした。これは基本目標ではあるが、重点取組とまでは言えないという理解でいいのでしょうか。限られたマンパワーでやることなので、全部織り込めるわけではないと思いますので、理解が間違っていないかという2点教えてください。

○事務局

おっしゃっていただいたように条例の不当な取引行為への指導・勧告と公表等、さらに特定商取引法や景品表示法も含めての指導・処分という理解で結構でございます。あと裁判外紛争解決手続の活用促進が重点取組にないという御指摘についてです。ADRについては、例えば法務省でフォーラムを開催したり、国民生活センターが10年ぐらい前からADRを実施するなど、相談あっせん業務として、非常に重要な課題であると思っています。センターの相談で十分な活用や案内ができていないので、今後ADRの情報収集をしながら検討していきたいと考えております。今後、御審議いただいた中で計画に書いていければと思っています。

○会長

確かにバランスの問題はありますし、とりあげた以上は何らかのレスポンスは必要になってくるかと思います。今後議論の中で詰めていければと思います。

それでは議題1について、大変貴重な御指摘をいただき、ありがとうございました。いただいた点を踏まえて、今後、成熟させていきたいと思っていますので引き続き御教示のほどよろしくお願いいたします。

議題２に移らせていただきたいと思います。議題2基本計画策定検討部会の設置について事務局より説明をお願いします。

○事務局　資料4から資料５について説明

○会長

ただいま事務局から基本計画策定検討部会の設置について説明がありました。現在の消費者基本計画第2期策定時におきましても審議会基本計画策定検討会を設置しており、今回も同様に設置をしてはどうかと考えておりますが、委員の皆様いかがでしょうか。御意見を賜れればと思います。

（異議なし）

〇会長

御了承いただきましたので、部会を設置させていただきます。なお、検討部会の委員については、審議会規則17条2項の規定により、会長が指名するとされております。私の方から委員を指名させていただきます。 川和委員、岡崎委員、米田委員、雪委員、名越委員、新川委員にお願いいたします。なお、本日御欠席の川和委員と雪委員におかれましては、事前に御承諾をいただいております。

また、基本計画策定検討部会の部会長でございますが、同規則17条3項の規定により、会長が指名することとなっております。大変恐縮ではございますが、私が部会長として検討に関わりたいと考えております。僭越ながら、いかがでしょうか。

（異議なし）

○会長

ありがとうございます。 なお、大阪府消費者基本計画は消費者教育推進計画の性格も併せ持っていることから、前回に引き続き、検討部会に教育庁から専門委員を置きたいと考えています。 このことについて事務局からお願いいたします。

○事務局

専門委員につきまして、大阪府教育庁へ選任を依頼し、教育振興室高等学校課の松下首席指導主事を選任いただきました。専門委員として御就任いただき、第1回基本計画策定検討部会から御出席いただく予定でございます。以上でございます。

○会長

専門委員の就任について事務局から説明がありました。御意見等ございますでしょうか。

（異議なし）

○会長

ありがとうございます。では専門委員の就任について進めさせていただきます。

本日の議題は以上でございます。委員の皆様におかれましては貴重な御意見をいただきありがとうございました。本日いただきました様々な御意見や、昨今国会でも取り上げられている悪質なホスト問題など新たに対応を求められている課題を踏まえ、計画策定検討部会において、第3期計画策定に向けて審議を深めていければと思います。今日もたくさんの貴重な御意見ありがとうございました。この審議会で作っていくわけですのでぜひ、帰属意識を持って積極的に御参加を賜れればと思います。

以上をもちまして本日の議事は全て終了いたしました。この後は事務局にお返しいたします。よろしくお願いします。

○岡本所長

大変長い時間、活発な御議論、御質問いただきありがとうございます。これからようやく第3期計画の策定に向けてスタートということで、皆様には本当に貴重なお時間をいただくことになりますが、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。 本日はありがとうございました。

○事務局

藤本会長、委員の皆様、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の審議会を終了とさせていただきます。